

公安調査庁長官

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和4年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標を、次のように定める。

令和4年3月28日

法務大臣 古川 禎久
（公印省略）

令和4年度において、公安調査庁が、その所掌に係る公共の安全の確保に寄与するための業務の実施に当たり達成すべき目標

1 施策の概要

公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。

2 達成すべき目標

(1) 達成目標1

いわゆるオウム真理教（以下「団体」という。）に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、団体の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。

(2) 達成目標2

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。